

通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 正生会が開設し佐藤医院が行う通所リハビリテーション(以下事業という)の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所のスタッフが要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所のスタッフは、要介護状態にある利用者の特性を踏まえ利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なリハビリテーションを行うものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスや関連業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 正生会 佐藤医院 通所リハビリテーション
- 2 所在地 福島県南会津郡下郷町大字塩生字下夕原1317

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 医師 1名
管理者は、事業所の従事者の管理を行う。
- 2 スタッフ
 - 一 看護師 2名
 - 二 介護職員 3名
 - 三 理学療法士 1名 (非常勤)

スタッフは利用者の心身の機能維持回復を図る手助けを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、医療法人 正生会佐藤医院の休診日、8月14日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とし、サービスを提供する時間は午前9時10分から午後3時40分とする。
土曜日は午前8時30分から正午までとし、サービスを提供する時間は午前9時10分から午前11時30分とする。
延長時間サービス時間 月曜日から金曜日とし、午前8時30分から午前9時10分、午後3時40分から午後5時30分とする。

(通所リハビリテーションの利用者定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

1日 1単位 20名

(通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活援助
- 二 健康チェック
- 三 食事サービス
- 四 入浴サービス
- 五 機能訓練
- 六 送迎サービス
- 七 生活指導

1 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、通所リハビリテーション利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割及び3割の額とする。

2 次条に規程した通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーションに要した送迎費については、以下の額を徴収する。

- ・実施地域境界線より片道 15km未満 1050円(税込)
- ・実施地域境界線より片道 15km以上 1575円(税込)

3 利用者の希望によって通常の単位時間を超えて行うリハビリテーションの場合(ただし、単位内におけるリハビリテーションは、定員を超えない)

- ・1時間 500円(非課税)
- ・2時間 1000円(非課税)

4 オムツ代:1枚につき、 200円(非課税)

5 食費:1食につき、 700円(非課税)

6 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

7 利用者の希望によって上記1~6の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に記名押印を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、下郷町、南会津町(長野、田部原)とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスの利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や習慣の相違などで他の利用者を排撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔、大声を出すなどにより、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

- 三 指定した場所以外で火気を用いること。
- 四 故意に施設もしくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- 五 金銭または物品によって賭け事をする事。
- 六 施設内の風紀・秩序を乱し、または安全衛生を害すること。
- 七 無断で備品の位置、または形状を変えること。

(非常災害対策)

第10条 介護職員等は、通所リハビリテーション業務を実施中に、非常災害等の緊急事態が発生したときは、緊急時対応マニュアルに従い、避難するとともに、状況を管理者に報告するとともに必要に応じ対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下『業務継続計画』という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を予防するために、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止もための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 1 事業所は介護職員等の質的向上を図るための研修を次のとおり設け、業務体制の整備をする。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべきを、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営雇用等に関する事項は医療法人正生会の規則に準ずる。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 1 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。